



あま〜い誘いに

ご用心!

2022年4月1日から成年年齢は18歳になりました

保護者などの同意なしに様々な契約が一人でできるようになる一方で責任も生じます

お試し購入

～「お試し」のつもりが定期購入に!?～

美容効果あり!!
初回お試し価格!
500円
この商品は定期購入です。

お試しでワンコインなら買っちゃおう!

ポチ

請求書

定期購入でのお買い上げありがとうございます。
2回目以降は1箱4,000円です。
また5回以上継続してご購入いただかないと解約はできません。

定期購入なの!?

ガーン
そんなあ〜 どうしよう…

解約できません。画面に定期購入と表示しています。

ポイント 通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。申込み最終確認画面で契約の内容や条件をよく確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入が条件となっている場合があるので注意が必要です。
- 通信販売の場合、商品等の分量や支払い総額(定期購入の場合は各回の分量や支払い額)等を最終確認画面で明確に表示することが事業者には義務づけられています。
- 契約内容等を確認できるように、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。
- 最終確認画面で小さい文字や見えにくい部分に条件が書かれている場合は、契約を取り消せる可能性があります。

インターネット通販

～代金を振り込んだけど、商品が届かない!～

通常〇〇円を今だけ△△円
90% OFF

このブランドの時計が、こんなに安い!

ATM

お金を振り込んだし、あとは届くののを待っただけ!

数日後…

ホームページがなくなってる!!

時計が届かない

ポイント インターネット通販を利用するときは慎重に。詐欺サイトの可能性も!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- 大幅に値引きされた商品が販売されていたり、連絡方法がメールだけの通販サイトには特に注意しましょう。
- 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
- 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

詳しくは

消費者庁 インターネット通販トラブル

クーリング・オフ できない 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を!

消費者ホットライン

(お近くの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし) **188番**

裏面の消費生活相談窓口もご利用ください。

兵庫県

企画・編集/近畿府県消費者啓発資料共同作成会議
[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

ワンクリック請求

～動画を見ようとしたら突然～



会員登録が完了しました。

ご入会ありがとうございます。

あれっ!?



退会には、20万円必要です。電子マネーを購入しその番号を教えてください。

ポイント

料金を支払わないで！動画再生画面をタップしただけで、『登録完了』と表示されても契約は成立していません。

電話をかけないで！

- 『退会手続』など、画面に表示されている事業者に連絡をすると、氏名や電話番号などの個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害にも注意！

- 「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害もあります。注意しましょう。相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」。消費生活相談窓口につながります。

★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!

★しつこく表示される請求画面を削除するには(独)情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/1click.html>



IPA 情報セキュリティ

検索

契約は成立していない

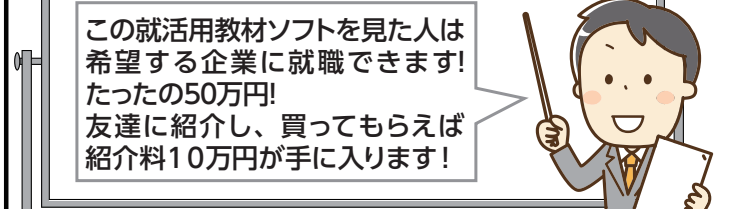
マルチ商法

～SNSで友達になった人に誘われて～

SNSで…

お友達になりましょう♪

簡単にお金が稼げる
すごい話があるよ!
一緒にセミナーに行きませんか?



覚えておこう! クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったこととなります。
- ◎受け取った商品は送料を事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品など、政令で指定された消耗品を使用した場合(自分の意思で使用した部分)
- ◎自動車(リース含む)
- ◎通信販売(インターネット取引含む)^{*}
 - ※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
 - ※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。

クーリング・オフするには

(2022年6月1日から電子メールやFAXなどで通知ができるようになりました。)

- ◎契約解除通知書(はがき・電子メール・FAXなど)で通知します。
(期間内に通知を送れば、事業者へ期間内に届かなくても有効です)
- ◎はがきの場合は、両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎電子メールやFAXなどの場合は、契約書面で通知先や通知方法を確認し、通知後は送信した証拠(通信履歴や画面のスクリーンショット)を保存しておきましょう。
- ◎クレジットカードで支払ったり、個別クレジット契約をしたりした場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。
(クレジット会社には「書面」で通知します)

<契約解除通知の記入例>

契約解除通知書

①契約日
〇〇年〇〇月〇〇日
②商品名(またはサービス名)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
③契約金額 〇〇〇〇〇円
④会社名 〇〇〇〇会社
⑤担当者名 〇〇〇〇
上記日付の契約を解除します。
なお既払額の〇〇〇〇円を返金し商品を引き取ってください。
〇〇年〇〇月〇〇日
(契約者)
住所
氏名

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申込みをさせる取引形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療) ※一部の美容医療とは、脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」などと言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、「仕事に必要」と言って商品を買わせる取引形態 「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポートを提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、すぐにお近くの消費生活相談窓口へ相談しましょう

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら…

ひとりで悩まず 相談!

まずは

相談!



消費者行政事業者
(ふくタン)(はばタン)(こうタン)
ひょうごの消費生活シンボルマーク
消費者教育推進大使

消費生活に関する相談や苦情をお聴きして、その解決をお手伝いします。相談は一切無料です。

兵庫県・市町の消費生活相談窓口

地域	名称	電話番号
神戸・阪神	神戸市消費生活センター	078-371-1221
	尼崎市消費生活センター	06-6489-6696
	西宮市消費生活センター	0798-64-0999
	芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
	伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
	宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
	川西市消費生活センター	072-740-1167
	三田市消費生活センター	079-559-5059
	猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
東播磨	あかし消費生活センター	078-912-0999
	加古川市消費生活センター	079-427-9179
	高砂市消費生活センター	079-443-9078
	稲美町消費生活センター	079-492-9151
	播磨町消費生活センター	079-435-1999
	西脇市消費生活センター	0795-22-3111
	三木市消費生活センター	0794-82-2000
	小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
	加西市消費生活センター	0790-42-8739
	加東市消費生活センター	0795-43-0502
	多可町消費生活センター	0795-32-3322
中播磨	姫路市消費生活センター	079-221-2110
	神河町住民生活課	0790-34-0963
	市川町住民環境課	0790-26-1011
	神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内)	0790-22-4977
西播磨	相生市消費生活センター	0791-23-7149
	たつの市消費生活センター	0791-64-3250
	赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
	宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

地域	名称	電話番号
西播磨	太子町生活環境課	079-277-1015
	上郡町消費生活センター	0791-52-1115
	佐用町消費生活センター	0790-82-0670
但馬	豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
	養父市消費生活センター	079-662-3170
	朝来市消費生活センター	079-672-6121
	香美町消費生活センター	0796-36-1941
	新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
	たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
丹波	丹波篠山市消費生活センター	079-552-1186
	丹波市消費生活センター	0795-82-0996
淡路	洲本市消費生活センター	0799-22-2580
	南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
	淡路市消費生活センター	0799-64-0999
県	県立消費生活総合センター	078-303-0999
	但馬消費生活センター	0796-23-0999

※相談実施曜日・時間等は、窓口により異なります。

県内で
エステの契約
トラブル急増中!!



断り切れず想定外の契約を結んでしまうケースが急増しています。当日の契約は避けて慎重に検討を。

被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町の消費生活相談窓口へ

兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL 078-302-4000 FAX 078-302-4002
消費生活相談専用電話 **078-303-0999**
URL <https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

検索



■今話題の悪質商法の最新手口やリコール情報、食の安全安心にかかる情報など定期的に発信!

ツイッター hyogoshohi

検索



●インキ:大豆油・インキを含む
植物油・インキ

令和4年11月